

西尾市新型インフルエンザ等対策行動計画概要版

市行動計画策定の目的

新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ及び新感染症）は、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されており、これらが発生した場合には、国全体の危機管理として対応する必要があり、平成 25 年 4 月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行された。そこで、西尾市においても特措法の規定に基づき新型インフルエンザ等の発生に備え、市全体の態勢を整備することを目的に市行動計画を作成した。

市行動計画の構成

【第 1 はじめに】

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定
- 2 これまでの市の取組の経緯
- 3 西尾市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成について

【第 2 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針】

- 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略
- 2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方
- 3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点
- 4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について
- 5 対策推進のための役割分担
- 6 行動計画の主要 6 項目
- 7 発生段階

【第 3 各段階における対策】

- 1 未発生期
- 2 海外発生期
- 3 県内未発生期（国内発生早期以降）
- 4 県内発生早期
- 5 県内感染期
- 6 小康期

第 1 はじめに

【新型インフルエンザ等対策特別措置法】 新型インフルエンザ等の危機管理の法律

【市の取組の経緯】 西尾市新型インフルエンザ等対策本部条例を平成 25 年 3 月に制定

【行動計画の作成】 新型インフルエンザとインフルエンザ同様に社会的影響力が大きい新感染症の行動計画
* 参考資料…鳥インフルエンザ対策

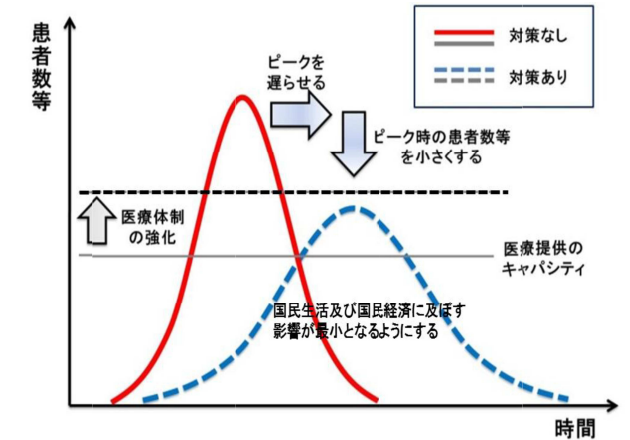
第 2 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

【新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略】

世界中のどこかで発生すれば市内への侵入、多数の市民のり患は避けられないことを念頭に、次の 2 点を主たる目的として対策を講じる。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

〈対策の効果 概念図〉



【新型インフルエンザ等対策実施上の留意点】

- (1) 基本的人権の尊重 …市民の権利と自由に制限が加わる場合は、必要最低限となるようにする。
- (2) 危機管理としての特措法の性格 …緊急事態措置は、どのような場合でも講じるものではない。
- (3) 関係機関相互の連携協力の確保 …愛知県対策本部と緊密な連携を図る。
- (4) 記録の作成・保存 …市対策本部における対応は、記録を作成・保存・公表する。

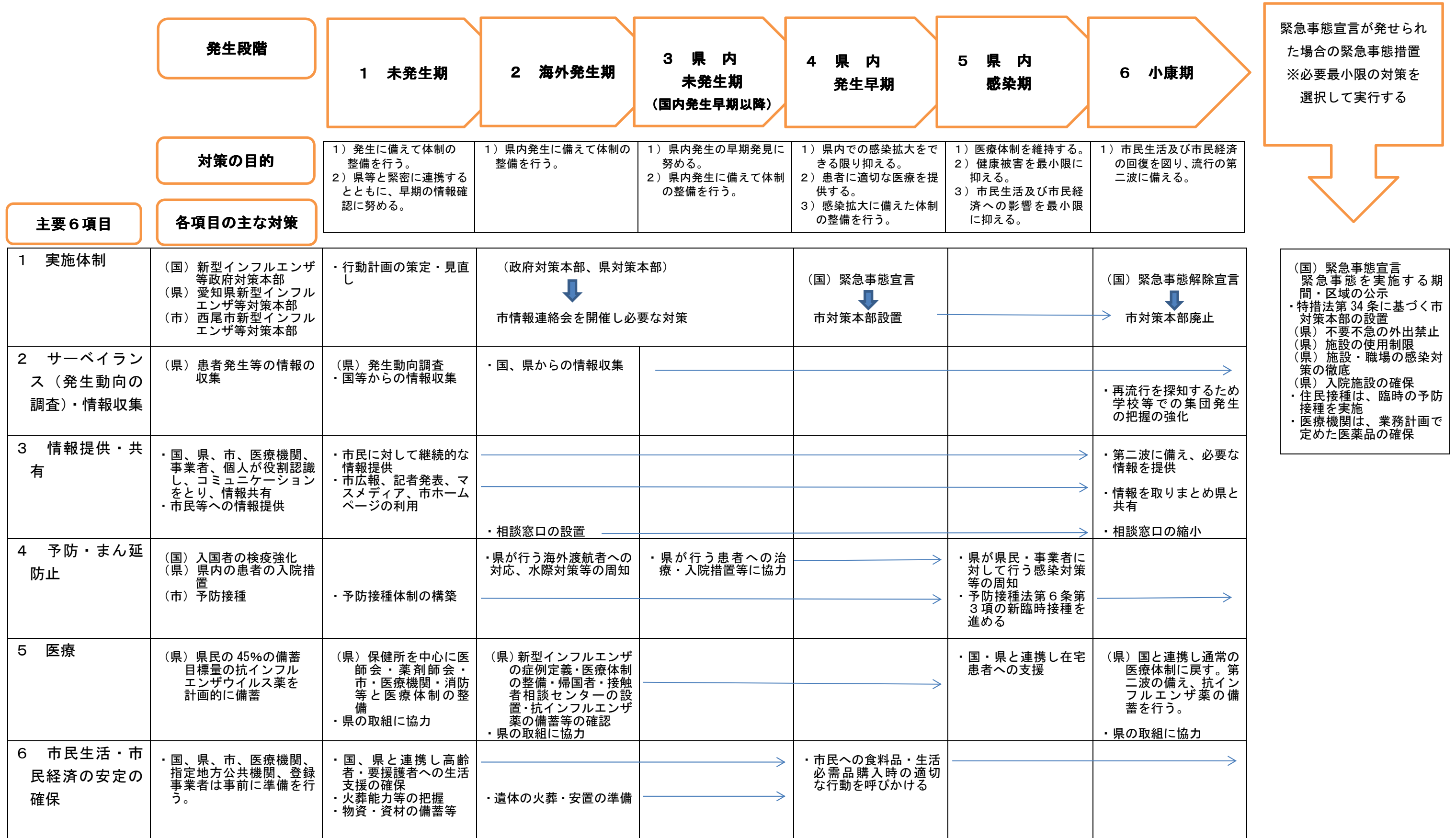
【新型インフルエンザ等発生時の被害想定等】

- 感染者数 42,500 人（人口の 25%）
 - 医療機関受診者数 17,300 人～33,210 人
 - 死亡者数（中等度・重度）226 人・850 人
 - 入院患者数（中等度・重度）710 人・2,660 人
- ※上記の推計には、抗インフルエンザ薬等による医学的介入の影響（効果）、現在の医療体制等を一切考慮していない。

第3 各段階における対策

状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うため、あらかじめ発生段階を設け、各段階における対応を各項目に合わせて、具体的に示している。

新型インフルエンザ等の発生時には、これらの各段階における対策を柔軟に選択し、実施する。



緊急事態宣言が発せられた場合の緊急事態措置
※必要最小限の対策を選択して実行する

(国) 緊急事態宣言
緊急事態を実施する期間・区域の公示
・ 特措法第34条に基づく市対策本部の設置
(県) 不要不急の外出禁止
(県) 施設の使用制限
(県) 施設・職場の感染対策の徹底
(県) 入院施設の確保
・ 住民接種は、臨時の予防接種を実施
・ 医療機関は、業務計画で定めた医薬品の確保

※緊急事態宣言
国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき、特措法第32条に基づき、政府対策本部が行う。